

国立大学法人和歌山大学文書決裁規程

制 定 昭和44年 4月22日
 全部改正 昭和62年 3月13日
 最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学における文書の名義及び決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「決裁」とは、それぞれの文書について承認を経るべき最終責任者の承認を得ることをいう。
- (2) 「専決者」とは、名義者の名によりそれぞれの文書を専決する者をいう。

(文書の名義)

第3条 文書の名義は学長とする。ただし、別表第1の左欄に掲げる事項については、同表右欄に掲げる名義とすることができる。

(文書の決裁)

第4条 起案文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けるものとする。

(専決)

第5条 別表第2に掲げる事項の決裁については、前条第1項の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決することができる。

(代理決裁)

第6条 決裁者が出張等不在の場合で、緊急を要する文書については、特に重要なものを除き、決裁者の次の職にある者が代理決裁をすることができる。ただし、事後速やかに決裁者の承認を得なければならない。

(調整)

第7条 この規程の運用に関し疑義のあるときは、総務担当の理事が決定する。

附 則

この規程は、昭和62年3月13日から施行する。

附 則 (平成元年6月2日一部改正)

この改正規程は、平成元年6月2日から施行し、昭和64年1月1日から適用する。

附 則 (平成元年7月7日一部改正)

この改正規程は、平成元年7月7日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則 (平成4年8月3日一部改正)

この改正規程は、平成4年8月3日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則 (平成5年6月8日一部改正)

1 この改正規程は、平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 平成5年度前期の入学者については、この改正規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成6年5月23日一部改正)

この改正規程は、平成6年5月23日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年6月24日一部改正)

文書決裁規程

この改正規程は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成6年12月27日一部改正）

この改正規程は、平成6年12月27日から施行し、平成6年9月1日から適用する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月22日一部改正）

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年10月1日一部改正）

この改正規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月21日一部改正）

この改正規程は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月21日一部改正：法人和歌山大学規程第310号）

この改正規程は、平成16年5月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第402号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第3号の「事務局長」に関する規定及び第7条の規定は、平成17年2月16日から適用する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第503号）

この改正規程は、平成18年5月10日に施行し、平成17年12月27日から適用する。ただし、改正後の第2条第3号の規定は、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第569号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第675号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第748号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第820号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1033号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1205号）

この改正規程は、平成23年7月22日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1216号）

この改正規程は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1265号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1359号）

この改正規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1410号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1438号）

この改正規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年5月16日一部改正：法人和歌山大学規程第1521号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1659号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1786号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1918号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2052号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2146号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2443号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2538号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2730号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

文書決裁規程

別表第1（第3条関係）

事 項	名義者
1 官公庁からの通達等の学内通知に関するもの 2 規則等の制定及び改廃等の学内通知に関するもの 3 担当業務に係る通知、照会及び回答に関するもの 4 前各号に掲げるもののほか、理事の名義を用いることが適当と認められるもの	担当の理事又は副学長又は事務局長
1 単位、成績、在学及び卒業等の証明に関するもの 2 授業科目及び授業時間割等に関するもの 3 所掌事務に係る通知、照会及び回答に関するもの 4 法令等に基づく学長への内申及び報告事項に関するもの 5 前各号に掲げるもののほか、学部長の名義を用いることが適当と認められるもの	学部長（又は研究科長）、学環長（以下「学部長等」という。）
1 附属機関又は部局等附属機関の業務に関するもの 2 附属機関又は部局等附属機関の所掌事務に係る通知、照会及び回答に関するもの 3 法令等に基づく学長への内申及び報告事項に関するもの 4 前各号に掲げるもののほか、附属機関又は部局等附属機関の名義を用いることが適当と認められるもの	附属機関又は部局等附属機関の長
所掌事務のうち、課長、参事役の名義を用いることが適当と認められるもの	課長、参事役
共済組合に関するもののうち、支部長名を用いることが適当と認められるもの	支部長

別表第2（第5条関係）

区分	事項	名義者	専決者
共通事項	1 教員及び附属学校教員の休暇の承認並びに休日の振替及び代休等に関するもの	学長	学部長等、附属機関の長、部局等附属機関の長
	2 職員（課長、参事役、監査室長）の休暇の承認並びに休日の振替及び代休等に関するもの	〃	担当の理事又は副学長又は事務局長
	3 職員（2に掲げるものを除く。）の休暇の承認並びに休日の振替及び代休等に関するもの	〃	所属の課長、キャンパスライフ・健康支援センター長、附属学校長
	4 教員の研修に関するもの	〃	学部長等、附属機関の長、部局等附属機関の長
	5 学内集会及び学内掲示の管理に関するもの（専決者の管理する区域に限る。）	〃	〃
	6 兼業の承認に関するもの（理事、副学長、専任配置されている部局の長を除く。）	〃	人事労務課長
事務局等関係	1 法令、通知等に基づく関係官公庁への事実関係の報告、回答に関するもの	〃	担当の理事又は副学長又は事務局長
	2 職員の研修に関するもの	〃	〃
	3 教職員の健康管理及び福利厚生に関するもの	〃	〃
	4 臨時職員の任免及び給与に関するもの	〃	〃
	5 損害賠償責任保険の加入・変更に関するもの	〃	〃
	6 競争入札参加者の資格審査及び認定に関するもの	〃	〃
	7 宿舍の入退居に関するもの	〃	〃
	8 学生のインターンシップ協定の締結に関するもの	〃	〃
	9 奨学生の推薦に関するもの	〃	〃
	10 学生のレクリエーションに関するもの	〃	〃
	11 受託研究、共同研究等外部資金の受入、報告に関するもの	〃	〃
	12 科学研究費助成事業の申請、受入、報告に関するもの	〃	〃
	13 官公庁から委託される事業に伴う経費請求、精算及び実施報告に関するもの	〃	〃
	14 事務局等関係1のうち定例的（一の年度において複数回行うものをいう。）なもの	〃	担当の課長、参事役
	15 学長名をもってする証明書の発行に関するもの	〃	〃
	16 諸手当の認定及び確認に関するもの	〃	〃
	17 税法にかかる申請、報告、回答に関するもの	〃	〃
	18 社会保険の届出に関するもの	〃	〃
	19 財産形成貯蓄に関するもの	〃	〃
	20 官公需にかかる報告、回答に関するもの	〃	〃
	21 産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するもの	〃	〃
	22 アルコール事業法にかかる申請、報告、回答に関するもの	〃	〃

文書決裁規程

	23 金融機関との定例的な契約、取り決め、届出及び手続きに関するもの		〃
	24 消防法にかかる申請、報告、回答に関するもの	〃	〃
	25 奨学生の異動、受領確認に関するもの	〃	〃
	26 基礎教育棟管理運営規則に基づく使用許可に関するもの	〃	〃
	27 学生の課外活動施設等の使用許可に関するもの	〃	〃
	28 受入・派遣留学生の奨学金の支給申請に関するもの	〃	〃
学部及び学環関係	1 学部長等名をもつてする諸証明及び職員の諸願届に関するもの	学部長等	学務課各学部分室長
	2 学部長等名をもつてする通知、照会及び回答等のうち、軽易なもの	〃	〃
学術情報センター関係	1 所掌事務の調査及び統計に関するもの	センター長	担当の課長
	2 文献複写及び相互貸借に関するもの	〃	〃
	3 学術情報センター職員の研修及び厚生に関するもの	〃	〃
	4 センター長名をもつてする通知、照会及び回答等のうち、軽易なもの	〃	〃
附属学校関係	1 校長名をもつてする諸証明及び職員の諸願届に関するもの	校長	教頭（副校長）
	2 教育研究に関するもののうち、軽易なもの	〃	〃
	3 教育実習に関するもののうち、軽易なもの	〃	〃
	4 校長名をもつてする通知、照会及び回答等のうち、軽易なもの	〃	〃
共済組合関係	1 長期給付に関するもの	支部長	担当の課長
	2 各経理の収入支出に関するもの	〃	〃
	3 組合員の資格の得喪に関するもの	〃	〃
	4 組合員の被扶養者の認定及び取消しに関するもの	〃	〃
	5 資金の回送申請に関するもの	〃	〃
	6 内部監査の計画及び実施に関するもの	〃	〃
	7 調査、統計及び報告に関するもの	〃	〃
	8 文書の学内通知に関するもの	〃	〃